

第5. 地域保健・老人保健事業報告

地域保健対策の総合的な推進・強化を図るため平成6年7月、「保健所法」が「地域保健法」に改正され、平成9年4月から本格的に施行されたが、それに伴い、保健所の事業活動及びそれを通じた管内の公衆衛生状況を把握する「保健所運営報告」を平成9年度から「地域保健事業報告」に改めたものである。

また、昭和58年度から「老人保健事業報告」を毎年取りまとめており、平成11年度からは「地域保健事業報告」と「老人保健事業報告」を統合して新たに「地域保健・老人保健事業報告」として発足した。

1. 報告の目的

本報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 報告の対象

県下の保健所及び市町村を対象とする。

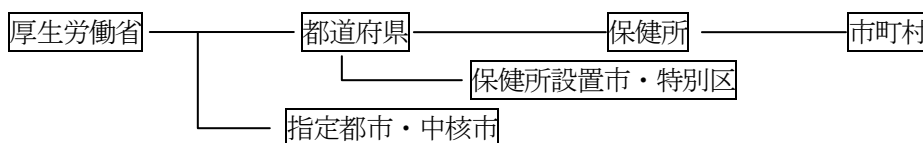
3. 報告の主な事項

- (1) 母子保健
- (2) 予防接種
- (3) 保健所の連絡調整
- (4) 保健所の市町村への援助状況
- (5) 職員の設置状況
- (6) 老人保健事業

4. 報告の方法及び系統

報告は年度報とし、保健所及び市町村が所定の報告様式により作成し、関係機関を經由して厚生労働大臣に提出する。

報告経路は、次のとおりである。



詳細については、厚生労働省ホームページ <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/> に掲載される。